

# ③ A

## 憲法第9条に関するこれまでの国会答弁・主意書答弁書

(国会答弁例)

〔衆・外務委 昭28・7・1  
下田外務省条約局長 答弁〕

○下田政府委員 …自衛の観念は…國際法上の基本的権利として、いずれの独立国にも認められておる権利であります。権利ということは何かということ、その権利を行った場合に不法行為にならないということであります。…それで自衛の行為の範囲でございますが、これは各国の憲法なり各国の法制によってきまるわけであります。…軍隊を持たない国、あるいは憲法で交戦権を放棄されている国では、当然その国の憲法なり法制のもとで許された範囲しか自衛の行為がとれない…日本は憲法並びに現行法制のもとに狭い行為しかとれない、そういうことであります。

〔衆・外務委 昭29・6・3  
下田外務省条約局長 答弁〕

○下田政府委員 平和条約でも、日本国は集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本憲法からの観点から申しますと、憲法が容認しないと解すべきものは、既存の國際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の國が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うであります。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の國が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の國が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということは、一般的の國際法からはただちに出て来る権利ではございません。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて、初めて条約上の権利として生れて来る権利でございます。ところがそういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております。

○下田政府委員 …現行國際法上は、特別のとりめなくして集団的自衛権というものを確立したものとは認めておらない。従つて憲法は自衛権に関する何らの規定はないでありますけれども、自衛権を否定していない以上は、一般國際法上の認める自衛権は國家の基本的権利であるから、憲法が禁止していない以上、持つておると推定されるわけですが、そのような特別の集団的自衛権までも憲法は禁止していないから持ち得るのだという結論は、これは出し得ない、そういうように私は考えております。

○下田政府委員 …集団的自衛権と憲法との関係につきましては、政府の確立した見解を樹立するための相談をいたしましたことはまだございません。…従いまして先ほど私

が申しましたのは、外務省と申しますよりは、外務省条約局の研究の段階で得た結論だと申し上げる方がよろしいかと思います。

〔衆・予算委 昭35・3・31  
岸内閣総理大臣・林法務局長官 答弁〕

○政府委員（林修三君） 集団的自衛権という言葉についても、いろいろ内容について、これを含む範囲においてなお必ずしも説が一致しておらないように思います。御承知の通りに、国連憲章では、集団的自衛権を固有の権利として各独立国に認めておるわけです。あるいは平和条約におきましても、日ソ共同宣言におきましても、あるいは今度の安保条約におきましても、日本がいわゆる集団的自衛権を持つことをはつきり書いてあるわけです。そういう意味において國際法上にわが國が集団的、個別の自衛権を持つことは明らかだと思います。ただ、日本憲法に照らしてみた場合に、いわゆる集団的自衛権という名のもとに理解されることはいろいろあるわけでございますが、その中で一番問題になりますのは、つまり他の外國、自分の國と歴史のあるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外國が武力攻撃を受けた場合に、それを守るために、たとえば外國へまで行つてそれを防衛する、こういうことがいわゆる集団的自衛権の内容として特に強く理解されておる。この点は日本の憲法では、そういうふうに外國まで出て行つて外國を守るということは、日本の憲法ではやはり認められていないのじやないか…そういう意味の集団的自衛権、これは日本の憲法上はないのではないか…

○政府委員（林修三君） …たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供しております。あるいは米国と他の國、米国が他の國の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるというようなこと、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。

○國務大臣（岸信介君） …いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられておる締約國や、特別に密接な関係にある國が武力攻撃をされた場合に、その國まで出かけて行つてその國を防衛するという意味における私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。

○國務大臣（岸信介君） …集団的自衛権ということにつきましては、私が今最も典型的であり、最も問題となるところをはっきりと申し上げましたが、そういうものだけだという説にはなっておらないようであります。…こう言い切ることは、これは一般的の国連で解釈されておる集団的自衛権というものの内容の全部を言い尽くしているものではないと私は考える。…

〔衆・日米安保条約特委 昭35・4・20  
岸内閣総理大臣・林法務局長官 答弁〕

○岸國務大臣 いわゆる集団的自衛権という観念につきましては、いろいろの見解があるようであります。しかし、一番典型的なものは、…自分の締約國であるとか友好

国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛する場合でありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められておらないという解釈を私は持っております。…

○岸国務大臣 …日本の憲法9条というものの規定から考えまして、国連憲章第51条の集団的自衛権が国際法上ありと認められておりましても、海外へ出て締約国もしくは友好国の領土を守るということは、日本ではできない。こういう意味において、われわれは、いわゆる集団的自衛権の最も典型的なものを観念上は持つておるけれども、事実上これは行使できない。その行使できない権利は、持たないという説明をするわけであります。…

○林（修）政府委員 …憲章第51条にいう集団的自衛権の行使、これは中心としての概念は、他国一自國と歴史的、あるいは民族的、あるいは地理的、あるいは条約上、そういういろいろな関係がございましょうけれども、そういう関係にある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自國が受けたと同様に見て、その他国を防衛する、武力をもって防衛するということが、国連憲章上進法な戦闘、戦争とは認められないというのが、国連憲章51条の意味だと思います。集団的自衛権、ここで言っておる集団的固有の自衛権というのは、そういう意味においては、武力行動を中心とする概念であることは間違ひございません。しかし、そういう意味の武力行動は、日本の憲法上は認められないということを先ほどから申し上げておるわけでございます。しかし、先ほど来申し上げておる通りに、学者によつては、あるいは一般の説によつては、集団的自衛という観念を、もう少し広く広げて解釈している人もあるわけあります。そういう意味にいろいろのものが含まれてくる。たとえば、基地提供とか、あるいは他国が侵略された場合に、それを経済的に援助するとか、こういうことも含まれてくるという説もあるわけでございまして、そういうものも集団的自衛権と呼べば、日本の憲法上それをどこも排除しているものはない。こうすることを先ほどから申し上げておるわけでございます。

（国会提出資料）

〈集団的自衛権と憲法との関係〉

（参・決算委提出 昭47・10・14）

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣言したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を

有しているとしても、國権の發動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないと立場にたつてゐるが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めては解されないのであつて、それは、あくまで外國の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そなだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが國に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。

（国会答弁例）

〔衆・内閣委 昭55・10・28〕  
味村内閣法制局第一部長 答弁

○味村政府委員 …一般論を申し上げますれば、日本はいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないということになっておるわけでございます。集団的自衛権と申しますのは、結局、自國と緊密な関係を持っておる他國、これが武力攻撃を受けました場合に、その他国を助けるため、防衛するために武力を行使するということでございます。そういうように武力の行使ということが集団的自衛権の要件といいますか中心概念になつてゐるわけでございますが、費用の負担ということは、一般的に申し上げますすれば武力の行使には該当しないであろうというように考えております。しかし問題は、具体的になりました場合にいろいろな状況とか使途、目的、いろいろございましょうから、そういうことを具体的に詰める必要はあるかと存じます。

（質問主意書・答弁書）

（昭56・5・29 対稻葉誠一・衆）

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止